慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中共外交政策形成過程の研究 : 一九五三~四年を中心として
Sub Title	A study of the process of communist China's foreign policy 1953-1954
Author	石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao) 平松, 茂雄(Hiramatsu, Shigeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1970
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.71- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19700115-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平 石

 \prod

忠

雄

雄

松

茂

中ソ同盟の強化

中共外交政策形成過程の研究

 \mathbf{E} D

国防建設の進展

В

過渡期の総路線=社会主義改造の推進 社会主義工業化=第一次五ヵ年計画の開始

中央および地方における政権の基礎の確立

一、客観的条件の分析 一、問題の所在

国内的条件

復興期の終了

П 国際的条件

七二 (七1)

B 「アメリカ帝国主義」の軍事包囲体制の展開

四、結 言 三、対外政策の基本的特徴

、問題の所在

策決定に関する試論的考察」と題する小論を発表したことがある(拙著「現代中国の諸問題」所収)。 決定の諸要因をここで簡単にあげるならば、次のようなものである。 私は、 中華人民共和国(以下中共と略称する)の 外交政策形成の諸要因を明らかにするために、「中華人民共和国の外交政 そこで示された外交政策

大 極的な力として人民の力を信頼する反面、軍事力も軽視しないこと、 極小にし味方を極大にする」統一戦線政策の採用、 のものの安全の確保―の五つであり、行動傾向的要因としては、⑴中共の国家的安全保障および威信にたいする反応の敏感 まず目的的要因としてあげられるものは、 ③民族解放闘争の支持をふくめた中共および国際共産主義勢力の影響力の拡大、 (2)帝国主義に対する極端な不信と反発、 ⑴中共の国家的安全の保障、 ③レーニズム的方法による敵味方の力関係の評価と敵の弱点の利用、 (5)原則性の堅持とその下での柔軟な融通性、 (7)実際の行動にあたつて確実かつ慎重であること―な ②国際政治における中共の威信の確 立と その拡 (4)社会主義建設の遂行、 (6)革命の勝利を決定する究 5中共政権そ (4) 「敵を

のときどきの客観情勢がどのようなものであり、 わめて重要な意味をもつている。そして、客観的条件の分析にあたつては、⑴中共の国内的条件、 これらの目的的要因と行動傾向的要因とがどのように組み合わされて一つの外交政策として形成されるかは、主としてそ それゆえ、中共が現実の力関係の分析と評価において、客観的条件をどのように認識しているかについての分析は、 それが中共によつてどのように評価されているか、 (2)中共をめぐる国際的条 にか かつているのであ き

どがあげられる。

件の二つに大別して考察することが便利である。

は などの問題であり、次に民主諸党派の中国共産党に対する関係、 社会主義建設の状態、 「内的条件としてまず検討しなければならない要因は、 すなわち経済的条件である。 最後にあげなければならない条件は、 中国共産党指導部の安定性、指導体制の有効性、指導力の滲透性 共産党の指導に対する人民大衆の反応である。 中共政権の国内的安全および 第三の条件

資本主義陣営、 次に国際的条件については、 第三勢力陣営の三つに分けて考察するのが適当であろう。 マルクス・レーニン主義の国際情勢の力関係に関する分析方法から考えて、社会主義陣営'

国家の安全を保障する物理的な力としての軍事力の実態である。

た。本稿は、 実の歴史的事例を研究することによつて抽出するのが有益であり、 外交政策の主要な目標として選択し、どのような行動傾向的要因がその外交政策のなかにもりこまれてくるのであろうか。 あろうか。いいかえれば、 が存在する場合、 以上が中共の外交政策決定に影響を与える主要な要因であるとすれば、それでは、一定の国際的国内的条件(客観的条件) その一ケースとして、一九五三―五四年の時期の中共の外交政策、 社会主義建設も急速かつ順調に進展していると感じている場合、 右にあげた目的的要因、客観的要因、 中共はその外交政策を決定するにあつて、どのような目的的要因を選択し、どのような行動傾向をとるで 例えば、中共がその国際的国内的条件から判断して、その国家的安全が保障され、 行動傾向的要因の三つの結びつきのいくつかの主要なパターンを、 かつ実利的であると考え、 中共はどのような目的的要因をそのときの すなわち「民族解放闘争支援」から「平和 ケース・スタディを進めてき 中共政権その 現

共存」外交へと政策が転換した時期を対象としてとりあげたものである。

一、客観的条件の分析

I 国内的条件

設への基礎的条件を準備しなければならなかつたのである。中華人民共和国憲法は、その前文において復興期の意義を次の として、なによりもまず、抗日戦争とそれに続く国共内戦で荒廃した政治・経済・社会各領域の復興を完成し、社会主義建 ているように、「中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設にいたるまでは一つの過渡期である」(傍点は引用者)が、し かし一九四九年十月の人民共和国の成立とともに、大規模な社会主義建設がはじめられたのではなかつた。中共はその前提 た。すなわち社会主義への移行に本格的にとりかかつたのである。一九五四年秋に採択された憲法がその前文で明らかにし ように規定している この時期に、 中共は、 国内的には一九四九年末から五二年までのいわゆる「復興期」を終えて、 社会主義 建設を 開

行つたが、これは計画的な経済建設を進め、一歩一歩社会主義社会に移行するために必要な条件を準備した」。 「わが国人民は、過去数年来すでに成功のうちに、土地制度の改革、 抗米援朝、反革命分子の鎮圧、国民経済復興などの大規模な闘争を

こうして一九五三年秋 「過渡期の総路線」が提起された。同じく憲法の規定するところでは、この路線は次のようなもの

であつた。

改造を一歩一歩完成することである」。 「過渡期における国家の基本的任務は、 国家の社会主義工業化を一歩一歩実現し、農業手工業および資本主義工商業にたいする社会主義

本主義的工商業の改造は、それに必要な二つの構成部分をなしており、これら「三つはたがいに切り離すことのできない」 李富春の説くところによると、社会主義工業化は中国における社会主義建設の「主体」であり、農業・手工業の改造と資

ものであつた。

実態を、社会主義工業化、社会主義改造を中心として論じてゆくことにする。 われわれは以下において、まず復興期に中共があげた成果を簡単にみたあと、一九五三年からはじまつた社会主義建設の

A 復興期の終了

年の間に、中共は政治・経済・社会・文化の各領域において驚くべき成果を達成したのである。一九五三年二月に開かれた 中国人民政協第四次会議での政治報告において、周恩来は復興期の三年間を回顧して次のようにのべている。 復興期に費された三年という年月は、一つの国家の成長発展にとつてはきわめて短い期間である。しかし、 このわずか三

たる闘争をへて、各戦線上で輝かしい勝利をかちとり、全中国社会の各方面に深刻な根本的変化を起させた」。 (1) 保証しなければならなかつた。……偉大な毛沢東主席の指導のもとに、中国人民は三年余の確固たる努力と国内国外の敵にたいする断固 くして必要な条件をつくりだし、 識程度や組織性はまだたかまりも強まりもしていなかつた。このようなことのために、この三年余のあいだ、われわれの任務は全力をつ 滓はまだ清掃されていなかつた。新民主主義の社会制度はまだ樹立されず、二十余年の長期戦争のきずはまだ治療回復されず、人民の意 「三年四カ月前を回顧すると、中華人民共和国成立のときには……国家の統一は、まだ完成していなかつた。半封建・半植民地制度の残 わが国人民を国家の工業化のために奮闘させ、そしてわが国が着実に社会主義に向つて前進できるよう

それでは、 中共が三年間に達成した成果とはどのようなものであるのか。周恩来の上記報告および薄一波の 「中華人民共

和国三年来の成果」という報告をまとめると次のようになる、

(1)

全国統一と人民政権の強化

中共外交政策形成過程の研究

命残存分子は重大な打撃をうけた。一部の少数民族地区を除いて、全国の約四億五千万の農業人口をもつ地区が土地改革を 九五〇年十月チベットが解放されて、中共は台湾を除く全中国の統一を達成した。二百万以上の土匪が消滅され、

七五 (七五)

七六)

封建制度の基礎をうちくだいた。 帝国主義の残存特権は廃除された。官僚資本の企業は完全に国有化された 七六

二七○万を組織した。また婦人連合会には七六○○万の婦女、 かつてなかつたほどの民族相互間の団結」が現われた。労働組合は七三○万、新民主主義青年団は六三○万、学生連合会は 組織された。また、 米援朝運動を通じて、 地改革、反革命鎮圧、思想改造、三反・五反などの大衆運動、そしてそれらの運動と密接な関連をもつて進められた抗 全国でその人口が約四千万にのぼる六○の少数民族は民族自治区をつくることを認められ、 全中国の人民大衆は、共産党政権のコントロールのもとに結集され、 購販協同組合には一億六○○万の社員が参加し活 国家の事業に奉仕できるように 「中国史上 動してい

(2) 経済・財政の回復と社会主義的経済要素の成長

る。そして薄一波は、「これが人民政府のきわめて広大な強固な社会的支柱となつている」とのべている。(2)

に均衡になり、 され、水利建設がはじめられた。国内貿易は都市と農村の物資交流の推進によつて活況を呈している。 全国の工農業生産はほとんどの部門で予定生産量に達したばかりか、解放前の最高水準を超過している。交通運輸も回復 全国の物価は安定した。人民の物質生活・文化生活および衛生条件もいちじるしく向上しはじめている。 国家財政収入はすで

のうち重工業は八○パーセント、軽工業は五○パーセントである。 は指導的地位を占めている。 つぎに、社会主義的性質の国営経済の力と比重の発展が指摘されなければならない。工業と卸売商業の面では、 すなわち、 国営工業は手工業を除く全国工業総生産額の六○パーセント以上を占めている。 商業の卸売業務経営の面では、 国家計画と人民生活に関 国営経済

係ある主要商品、たとえば食糧・棉花・綿糸・綿布・鋼鉄・石炭・木材・油脂・塩および重要輸出商品などは、 貿易や財政収支の均衡は保証されている」ことを周恩来は強く説いている。 全国の銀行は国家によつて統一的に管理された。こうして「生産と消費の需要は保証され、 一方私営工商業に対しては、 物価と金融の安定が保 国家に掌握 国営経済

機構と国家行政機関が委託加工の発注、

合理的な買付け、商業調整などの方式をとつて指導援助しているので、

この部門も

新民主主義経済の重要な一要素となつている。農業互助合作運動も進展し、全国各地に四千近くの農業生産合 作社 が 成 立

十数個の実験的な集団農場と二千余の国営農場が創設され、二千六百余の手工業生産合作社も組織された

が中共の指導のもとに統一戦線を形成したこと、四ソ連の私心のない援助があつたこと、にあつたと指摘している。しかし(4) 度が人民に積極性と創造性を発揮させたこと、□毛沢東の英明な先見と指導が人民に正しい方向を与えたこと、⇨人民大衆 われわれは、薄一波がのべているように、「抗米援朝運動によつて形成された愛国主義の高潮が各方面の改革と建設事業の推 「空前の偉大な成果を収めた」ともいえるのである。そして三年間における「偉大な勝利」の原因を中共は、〇人民民主主義制(3) このように、 復興期の三年間に中共は、 周恩来の言葉を使えば、「空前未曾有の人民の統一を実現」したが、 その統一は

進力となつた」ことを忘れてはならない。抗米援朝運動は、たんに朝鮮での戦闘を支援するためだけのものではなく、反米(5) 帝民族主義によつて民心を強力に統一し、これを基礎として反革命分子を粛清し、 増産節約運動を断行して経済発展への基

礎をつくり、 知識分子の思想改造とあいまつて、大規模な建設へ出発する態勢をととのえさせたのである。(6)

- 1 一九五三年二月四日中国人民政協会議第一回全国委員会第四次会議における周恩来報告
- 2 中国研究所訳『中国における人民民主主義の建設』(昭二七年、中国資料社)
- 4 3 前掲周恩来報告 前揭周恩来報告。
- 5 前揭薄一波報告、 三頁
- この三ヵ年の成果を簡潔にまとめたものとしては、石川忠雄「中華人民共和国三年の動向」(『中国共産党史研究』)参照

社会主義工業化=第一次五ヵ年計画の開始

中共外交政策形成過程の研究

В

前節で一瞥したように、 復興期における生産の回復は中共の予想を上回つて、わずか三年という短期間におおむね戦前の

七八

デオロギーに立脚して、計画経済を軸とする大規模な国家建設=第一次五ヵ年計画に進まざるをえなかつたのである。その ばならない中共政権としては、上記のような経済状況を脱して発展をはかるには、 ひきさげるものであつた。内外のいわゆる「反革命勢力」の圧力をたえずはねかえしながら、その政権基盤を強化しなけれ ちおくれた生産性の低いものであり、 大であつても、 水準以上に達したようである。しかし、 資本形成も貧弱であり、投資能力も極度に弱体であつた。このような経済状況は当然国民所得を低下させ、 偶然的跛行的なものであり、 耕地面積は相対的に少く、農業人口は圧倒的に多い。しかも、この過剰人口を養りべき農業は、技術的にた 大部分は 軽工業であつた。 生活を維持するのが精一杯であつた。工業は主として外国資本によつて建設されたの 中国経済は、それだけで問題を解決したことにはならなかつた。すなわち領土は広 したがつて、 中国自体の工業は、手工業的なものがほとんど かつてソ連が行つたように、 共産主義 生活水準を

間のいきさつを中共は次のように説明している。

しても、その大部分は帝国主義が中国に設けた機械修理工場かまたは帝国主義国に原料と半製品を提供するための鉱山・工場であつたに もその多くは外国から輸入する原料に依存した加工工業であり、 人民自身がになうべき責任である」。(1) ないようにする危険があるのである。 しあげることができないばかりでなく、 Į, 「解放前には、 ぜんとして兇暴な帝国主義の包囲をうけているのであり、社会主義的工業化を遂行しなかつたならば、わが国を社会主義社会へと建設 .国の国力は弱く、人民は窮乏に苦しみ、帝国主義列強の侵略と圧迫をいやというほどうけてきたのであつた。……われわれは国外では 重工業の基礎が欠けているところからきているわが国国民経済のこうしたはなはだしいたちおくれ状態のために、百年来のわ わが国の近代工業は国民経済のなかでほんのわずかな比重を占めていたにすぎず、それとても主に軽工業であつた。 これをみてもわかるように、中国に社会主義工業化を実現し、 わが国を帝国主義の侵略から防ぐこともできなければ、経済上、 重工業の基礎にいたつてはさらに弱く、なにがしかの重工業はあつたと 国民経済を発展させることは、中国 政治上の独立を保つこともでき

工業化とは、 このように中共は、 どのようなものであつたのか。 強力な工業的基盤なくしては、 第一次五カ年計画草案を報告した李富春によれば、 強力な国家はありえない、 と考える。それでは、 次のようなものである。 中共のいう社会主義

できるのであり、農業と消費物資を生産する工業の生産をたえずふやして、人民の生活水準を不断に高めてゆくよう保証することができ きるのである。それと同時に、重工業の発展を基礎としてはじめて、われわれは大いに生産技術を向上させ、労働生産性を高めることが る。強大な重工業をうちたててこそ……われわれははじめて近代的な各種工業設備を製作して、重工業そのものと軽工業に技術的改造を ほどこすことができるのであり、われわれはまた近代的な兵器を製造して、祖国を守る戦士を武装させ、国防を一段と強化することがで て、農業に技術的改造をほどこすことができるのであり、われわれははじめて……近代的な交通機関を生産して、運輸業に技術的改造を 加えることができるのであり、われわれははじめて農業にトラクターその他の近代的な農業機械を提供し、 こ れ に 充分な肥料を供給し 「社会主義的工業化こそ過渡期におけるわが国の中心任務であり、社会主義的工業化の中心の環は重工業を優先的に発展させることであ

の正しい道であつて、この政策を遂行することは、中国に社会主義をうちたてるための強大な物質的基礎をつくりだすこと このように中共においては、重工業を優先的に発展させるという政策こそ、国家を富強にし、人民を幸福にするただ一つ

になると考えられていたのである。

ことなく、基本的に均衡のとれた自立経済体系を確立しようとする方針をはつきりうちだしていることである 中共の社会主義工業化の構想に関して、いま一つ注目すべき点は、中国がソ連の衛星国としての国際分業経済に甘んずる

えなければならない」。(3) ふくめた国民経済を、大生産を行える技術的基礎の上に移し、さまざまな経済要素を包含している国民経済を、単一の社会主義経済に変 『社会主義のための経済的任務を解決するには、重工業を基礎とする工業体系を発展させなければならないばかりでなく、さらに農業を

が、周恩来によつて明らかにされたにすぎなかつた。このととからわかるように、第一次五ヵ年計画にのりだした時点にお 全国委員会第四次会議で、五ヵ年計画第一年度の主要工農業品目の生産目標率と基本建設計画中の一部項 目 の 投 資増加率 民政治協商会議常務委員会拡大会議においてであつたが、計画の内容については、翌五三年二月四日の中国人民政協第一回 ところで、中共が一九五三年より第一次五ヵ年計画に入る旨を公式に発表したのは、一九五二年十二月二十四日の中国人

七九 (七九)

とりあえず一九五三年から新建設を開始しようという非常に性急な計画経済であつたことを示唆している。 中共は精密な建設計画をつくりあげておらず、準備態勢もととのつていなかつたこと、すなわち意欲と必要が先にた

ちに李涫春は、次のような事実を明らかにした。

月すなわち第一次五カ年計画が遂行されてから二年の後、はじめて編成を完了したのである。「(第一次五ヵ年) 計画草案の編成工作はすでに一九五一年にはじめられ、その途中においていくどか補充または修正され、 一九五五年二

のように克服しようと努力したのか、 そこで、われわれは次に、第一次五ヵ年計画草案がなぜおくれたのか、その過程でどのような困難に直面し、 を検討しなければならないであろう。

重な検査と承認制度を採用した。すなわち国家、 成の準備および承認に関する暫定規則」(一九五三年九月)を公布して、 複雑で相互に重複す る不合理な統計形式を改め、厳 な性格が加わつて、いつそうあいまいなものにしていたということができるであろう。そこで中共は、「調査およ び統計形 う特殊事情が国内の統計を混沌たるものにしたという客観的条件の上に、もともと中国人の精密な統計数字に比較的無関心 的制度を採用し、 第一に、全国的経済を計画できる統計をもたなかつたことである。これは、長期にわたる戦争と革命による政権交代とい 国家経済に関する重要資料の収集と分析から行うことにしたのである。 地方、 都市の各段階に統計事務所を設け、 統計形式や算定方法に関する統

査が行われていなかつた。そこで中共は、まず地下資源については地質調査から、人口については戸口調査からはじめなけ ればならなかつた。人口統計は一九五三年六月三十日に一斉調査を行い、翌五四年十一月一日になつてようやく実態が明ら 計画経済を行うには資源の動員と配分が計画通りに行われることが必要であるが、 その基礎条件としての資源調

国営企業を中心とする経済秩序が成立していなかつたことである。すでにのべたように、復興期において国民経

か

になった

済の改造に着手し、 いわゆる混合経済が支配的であつて、 社会主義経済要素を増大させる努力を払い、 大規模な計画経済を実施するほど指導的な力をもつていなかつた。この問題を解決 かなりの程度の指導性を強化してきた。しかしそれでもな

するために推進されたのが、「社会主義改造」である。

ればならなかつた。 15 極度に制限された経済活動を経験しただけであつた。 長期計画編成および全国的な建設活動の経験が乏しかつたことである。つまり中共は農村根拠地において封鎖的 一九五三年に中共が全国的な「ソ連に学べ」の運動を行つたのは、 中共は計画技術のすべての面で、 そのためであつた ソ連の経験と実績を吸収しなけ

撃と消耗であり、 害となつた。 第五に、 政権獲得後ちようど一年目に朝鮮戦争に介入せざるをえなかつたことは、 中共は、 計画の立案を妨げたことはまちがいない。 抗米援朝運動のもとに、「一面建設、 一面戦争」を進めたが、 一九五三年七月の休戦成立は、 朝鮮戦争が長期化したこと は相当な打 当然のこととして経済計画に大きな障 中共の経済的負担を軽減した。

は 推進するには、 つまり交渉を開始してちようど一年後であつた。それによつて、 九五二年秋から進められていたが、 ソ連の援助がスムーズに決定しなかつたことである。 ソ連からの経済・技術援助が不可欠であることは、 交渉がようやくまとまつたのはスターリン死(一九五三年三月) 中国の経済基盤や技術能力から考えて、 あらためてのべるまでもない。 ソ連援助の主要部分をなした一五六単位のうち第二類 ソ連に対する援助交渉 後の一九五三年九 大規模経済建設を

月 九一単位が確定したのである。 さらに一九五四年十月には、 重要ないくつかの援助が追加された。(この項については、 П

(4)「中ソ同盟の強化」

中共内部に基本建設の規模の大きさ、工業と農業および重工業と軽工業に対する投資比率、 われわ

ħ 企業の配合、 はすでに李富春が 工業の地域的分布、 「計画草案は何回も補足し修正を加えられた」ことを明らかにしたことを指摘したが、 基本建設の標準、 工業の質を保証する問題などについて、 意見の不一致があつた。 一九五三年三月

中共外交政策形成過程の研究

導のもとに編成され完成されたものである」(傍点は引用者)と強調していることなどは、 となつてその権限を縮小されたこと、さらに五ヵ年計画採択の際李富春が に高崗が国家計画委員会主任を解任されたこと、一九五四年秋に行われた政府機構の改革によつて同委員会が国務院の直属 「計画草案は中共中央と毛沢東主席との直接の指 意見の不一致があつたことを別

1 李富春「国民経済発展のための第一次五ヵ年計画についての報告」、「人民中国」一九五五年第九号付録||七-八頁、

側面から裏づけるものであろう。

- (2) 同八頁
- (4) 同五頁。
- (5) 草野文男『中共経済研究』(昭三七年明玄書房)第六章第二節

C 過渡期の総路線=社会主義改造の推進

一次五ヵ年計画を開始して社会主義建設の段階に入つた中共にとつては、この国家建設の基本的性格ないし方向を理論

期の総路線の決定については、今日までのところ正式に発表されていない。しかし当時「人民日報」などに発表されたいく 会において行つた講話である。李維漢は、この講話の冒頭で、毛沢東が過渡期の総路線に関して次のような指示を行つたこ ろう。それは、 の第二四次会議から第二八次会議(第二六次会議ではソ連援助に関する李富春の報告が行われた)の間に下されたとみてよい であ 9 的に確定する必要があつた。それが一九五三年秋に毛沢東によつて提示された「過渡期の総路線」である。もつとも. かの論文や記事から判断して、この決定は九月中旬の人民政協全国委員会常務委員会拡大会議および中央人民政府委員会 この決定をもつとも直接かつ詳細に伝えているのは、 十月十日中国人民政協全国委員会で李維漢によつて、「国家過渡期の総路線に関する報告」と題して明らかに 同じ李維漢が十月二十五日の中華全国工商業連合会代表大

ば、右翼もしくは『左』翼的なあやまりを犯すことになろう」。造を一歩一歩実現することである。この総路線は、われわれのいろいろな工作を照らす燈台である。いろいろな工作がそれを離れたなら造を一歩一歩実現することである。この総路線は、われわれのいろいろな工作を照らす燈台である。いろいろな工作がそれを離れたなら かなりの長期間にわ たつ て 国の社会主義的工業化を一歩一歩実現し、そして農業・手工業・私営工商業にたいする国家の社会主義的改 「中華人民共和国の成立から社会主義的改造の基本的な達成までが、一つの過渡期にあたる。この過渡期における総路線・総任務とは、

する社会主義的改造とは、 する社会主義的改造とは、国家資本主義の道を通じて、国家的所有制、すなわち全国民的所有制に到達することである」。(2)「農民の個人経済に対する社会主義的改造とは、互助合作を通じ、農民の集団的所有制に到達することであり、資本主義的工商業にたい

の生産力の発展を可能にする道でもあるのである。 義的所有制が究極的には唯一の所有制となつてゆくことを意味する。マルクス・レーニン主義によれば、これは同時に中国 義的要素の並存を認める新民主主義社会において、社会主義的所有制がすべての非社会主義的所有制にとつて代り、社会主 つまり「社会主義改造」を進めることにある。そのような社会主義改造の過程は、とりもなおさず社会主義的要素と資本主 を進めることであり、さらにそれとともに農業、手工業および資本主義的工商業を社会主義の方向に再編成してゆくこと、 すでに前項で論じたように、社会主義への移行にあたつてもつとも基本的な問題は、社会主義工業化とくに重工業の建設

どのような形で中国社会を社会主義に変質させようとしていたかが明らかになるであろう。 こで、憲法の規定するところにしたがつて、社会主義改造のプログラムを具体的に検討してみよう。それによつて、中共が 九五三年秋の「過渡期の総路線」でうちだされた社会主義改造は、翌五四年秋の憲法のなかで具体的に規定された。そ

義経済にあたるものは国営経済であつて、 わち勤労大衆の集団的所有制、 それによると、中国には生産手段の主要な所有制として、国家的所有制すなわち全人民的所有制、 単独経営勤労者の所有制、 それは「国民経済のなかの指導的な力であり、 資本家的所有制の四つがある。 このうち、 国家が社会主義的改造を実現する 国家的所有制の社会主 協同組合的所有制すな

ための物質的な基礎である」(憲法第六条第一項)。したがつて国営経済の成長発展は、たんに新民主主義経済における社会主

義的要素そのものの発展を意味するばかりでなく、その国民経済における指導的地位の発展にともなつて、

非社会主義的諸

要素の制限改造を容易にするという機能も、 あわせもつているのである。

単独経営の勤労者を組織して勤労大衆の集団的所有制へ向わせる過渡的な形態」(憲法第七条第一項)であつて、いわば ものではない。すなわち半社会主義経済としての協同組合経済は、「単独経営の農民、単独経営の手工業者および そ の他 済と勤労大衆の部分的な集団的所有制による半社会主義経済の二つがあるが、この二つの協同組合経済は恒久的に並存する によつて社会主義的要素の発展をはかり、 経営勤労者の所有制」を社会主義的所有制としての協同組合的所有制に転化する中間的な役割を果すものである。それゆえ、 次に協同組合(合作社)的所有制にあたるものは協同組合経済である。 「協同組合の財産を保護し、 協同組合経済の発展を奨励し指導し援助する」(憲法第七条第二項)ことを約束し、それ 社会主義的改造の進展を容易にしようとする態度を示したのである。 これには、 勤労大衆の集団的所有制の社会主義経 「単独

0)

労者の所有制」にあたる単独経営農民、単独経営の手工業者およびその他の単独経営の勤労者と、 社会主義社会へ移行する場合の物質的基礎とされている国営経済と協同組合経済に対立するものとして、⑴ 2)資本家的所有制 にあた

「単独経営勤

それほど急激に行われるのではない、とされた。 る資本主義的工商業とがある。これら二つのものは、 いずれも社会主義的改造の対象とされているが、 原則として短期間に

成することは絶対に不可能である。 農業、 手工業および資本主義的工商業の社会主義的改造が至難の任務であることを知つている。 われわれは、大衆の経験と自覚にてらし、現実の情勢において可能なところにしたがつて、一歩一歩 この改造を一朝一夕に達

したがつて、 かれらの生産手段の所有権は社会主義的改造が完全に終了するまではいぜんとして存在するわけであり、 す

活に不利なその消極的作用を制限し、 導および労働者大衆の監督を通じて、 九条第二項)のに対して、資本主義的工商業(および富農)の場合には、「国家は、 ず半社会主義的性質の協同組合に組織され、 るにさいしては、 べて法律によつて保護されている 単独経営の農民・手工業者その他の単独経営の勤労者は、 (憲法第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項)。 ただそれ らが社会主義的所有制に移行す 資本主義的工商業の国家と人民の生活に有利な積極的作用を利用し、 かれらが各種の異つた形態の国家資本主義経済に転化するのを奨励し、一歩一歩資本 ついで社会主義的性質の協同組合経済に発展させられる(憲法第八条第二項、 自由意思の原則と国家の奨励にもとづいて、 国家の行政機関による管理、 国家と人民の生 国営経済の指 ま 第

義への移行は、 ことを証明」しているからである、とされているが、他方では強力な人民民主政権が存在し、国営経済および協同組合経済(4) が国民経済の指導的地位を占めているということが、この改造の順調な発展を保障すると考えられている。つまり、 ルジョアジ 資本主義的工商業に対して、このような「利用・制限・改造」の方針がとられたのは、一つには「過渡期において民族ブ ーがいぜんとして中国経済において重要な役割をになつており」、 中国においては、人民民主独裁政権の上から下への指導と人民大衆の下から上への支持とによつて、 かつ「社会主義的改造を受諾する意思 が 平和的 社会主 ある

家的所有制を全人民的所有制にかえてゆく」ことになつている。

義社会を建設できるよう保証している」(憲法前文)。 「中華人民共和国は、 「中華人民共和国の人民民主主義制度すなわち新民主主義制度は、 国家機関と社会の力に頼り、社会主義工業化と社会主義改造を通じて、一歩一歩搾取制度を消滅し、 わが国が平和な道を通つて搾取と貧困をなくし、 繁栄と幸福な社会主 社会主義社会

に行われることができる、とされているのである

以上のように理論づけられた社会主義改造は、 一九五三年に「農業生産協同組合の発展に関する決議」 が 発布され、 一九

を樹立することを保証する」(憲法第四条)。

中共外交政策形成過程の研究

五四年秋までに、 全国で二二万五四〇五の農業生産協同組合ができあがり、 また五五年元旦の「人民日報」 の社説 に よる

八六(八六)

五四年の冬から五五年春までに、六○万に増加すると予想されるところまで発展し、工業生産においては、国営企業と

公私合営・協同組合企業の占める割合は、一九五二年の五八パーセントから、五三年には六二パーセント、五四年には七一

新民主主義経済研究会編訳『中国革命の理論―過渡期における革命の政治・経済理論』(昭二九年、三一書房)下巻一一三頁

パーセントへと上昇を続けたといわれている

- 2 同書一一五頁
- 3 劉少奇「中華人民共和国憲法草案についての報告」、『劉少奇主要著作集』(一九六○年、三一書房) 劉少奇、 前掲報告一二五一六頁 第三卷一二八頁

D 中央および地方における政権の基礎の確立

統一を実現したばかりか、その支配力を鞏固なものにすることに成功したように思われる。 政府機構を再編成して、近代的国家としての形態をととのえるにいたつた。新国家が成立してから五年で、中共は全国的な 九五四年九月、中共は第一回全国人民代表大会を開催して、「中華人民共和国憲法」を採択し、 そ れにもとづいて中央

政権樹立から普通選挙による全国人民代表大会を開催するまでに、中共は五年の準備を必要としたが、その間各省、

市

方がとられた。建国一周年にさいして、政務院副総理董必武が行つた報告によれば、各界人民代表会議は新国家成立後の一 県において各界人民代表会議という形式の人民代表会議を設け、施政方針の決定や地方政府委員の選出を行う、というやり

年間に一三省(当時は全国で三二省)で省各界人民代表会議が開かれ、そのうち一〇省では人民代表大会の職権を代行して、省 政府委員の選出を行つた。中央直轄市、大行政区直轄市、省政府と行政公署のある市ではすべて、また八〇パーセント以上 の県で各界人民代表会議が開かれた。各界人民代表会議はその後全国各地で開かれ、一九五二年九月の内政部長謝覚哉の報

告では、全国三二省一六○市、二一七四県と約二八万の行政村で各界人民代表会議が開かれ、そのうち一九省八五市、

四三

的に人民の直接投票による人民代表の選出が行われた。末端選挙が終つた五四年六月を中心に県級人民代表大会、 けてモデル選挙を行つたあとで、第一期末端選挙を行い、それ以後全国的に末端選挙を進める、という具合に何回もの段階 題する社説を掲げて、 ばれたのである。 八月にかけて省と市の人民代表大会が開かれ、省と市の人民代表大会で、全国人民代表大会の代表一二二六名が各地から選 の総人口は五億七一四三万四五一一人で、チベットその他少数民族が集まつて住んでいる一部の地域と台湾を除いて、 をへて慎重に行われた。一九五四年六月までに全国で末端政権の選挙を行つたのは、二一万四七九八単位、 る憲法起草委員会と、 会ならびに地方の各級人民代表大会の召集に関する決議」を採択し、同時に毛沢東を主席として三十二名の委員で構成され こうした地道な地方政権づくりが行われたのちの一九五三年一月十三日、 第一期全国人民代表大会が開催された当日の「人民日報」は、「中国人民民主主義制度の新しい段階」と 周恩来を主席として二十三委員で構成される選挙法起草委員会を選出した。ついで四月から六月にか 次のようにこの大会の意義を論評した 中央人民政府委員会会議は、「全国人民代表 施行された地域 七月から 大

民主主義建設のたえざる発展に立脚して実現されたものである」。 「わが国のすべての国家権力は、全国人民の普通選挙によつて生まれた全国人民代表大会によつて、集中的に行使されはじめた。このこ わが国の政治のよりいつそうの民主化の偉大な成果である。 わが国の政治のこのような、よりいつそうの民主化は、 五年来の人民

まれている。この会議には、 「第一期全国人民代表大会の代表のなかには、 著名な文学・芸術・科学教育工作者・工商業界・宗教界の代表的人物が含まれ、 一七七名の少数民族の代表が出席している。このようなことは、 わが国のあらゆる民主的階級と民主党派の代表的人物が含まれ、 わが国の歴史において、数千年来かつてな わが国の各民族、 工農業の労働規 各階層人民の代表が含

の全国人民代表大会は、 「人民代表大会が本当に人民の意志を実現できるのは、それが人民によつて付託された最高の権力を真に行使するからである。 国家のすべての重大事を決定する権利があり、そこで採択した法律、 法令およびいつさいの決議は、

かつた団結と統一の最初の大会であることを示している」。

中共外交政策形成過程の研究

七(八七)

家機関や工作員もすべてその監督のもとに厳格に実行しなければならないのである」。(2)

項で明らかにしたように非常に巨大かつ複雑、それゆえ困難の多い事業であるから、高度に中央集権化された指導体制によ つて裏づけるとともに、全人民に社会主義への覚悟を新たにさせる必要があつた。また、社会主義建設は、すでにB項、 会主義憲法」である。中共は、一九五三年に「過渡期の総路線」を提示して社会主義への移行にのりだしたことを法律によ 国憲法」の採択とそれにともなう中央政府機構の全国的な再編成であつた。この憲法は、あらためてのべるまでもなく「社 な勝利と新たな発展を示す里程標」であつたが、この大会でなによりも重要であつたのは、いうまでもなく「中華人民共和 つて保証されなければならない。憲法草案を報告した劉少奇は、憲法制度の意義を次のように説明している このように、第一期全国人民代表大会の開催は、毛沢東の言葉を使うならば、「わが国人民の一九四九年建国以来 の 新た

(4)(4)とのなければならない。この目的のためにも、われわれは共同綱領よりもさらに完備した、いま代表各位に提出されているような憲法を を発展させ、わが国の民主主義制度の規模を拡大しなければならない。同時に他方で、われわれは高度に統一された国家の指導制度をつ な困難を克服してこそ、はじめてこのような任務を実現することができる。したがつて、一方では、われわれはいつそう人民の民主主義 る。どうしても、全国人民の力を動員し、広範な人民大衆の積極性と創意性を発揮して正しい高度に統一された指導のもとに、さまざま 基礎として一歩前進し、いま代表各位に提出しているような憲法を制定し、法律の形式でわが国の過渡期の基本的任務を確 定 する こと は、まつたく必要なことである。わが国において、社会主義的工業化と社会主義的改造を実現することは、非常に困難で複雑な任務であ 「一九五三年から、わが国はすでに社会主義への目標にしたがつて計画的な経済建設の時期に入つた。したがつて、わが国が共同綱領を

開始がはじめて明らかにされたときであり、このことから社会主義建設と中央集権化が切り離しえない問題であつたことが 政治権力の中央集権強化への動きは、 すなわち中共は、 長期的な大規模建設計画を実施するには、まず中央政府の機構を強化し、 はやくも一九五二年一一月にはじまつている。この時期は、 地方政府の機構と任務 第一次五ヵ年計画の

制定することが、ぜひとも必要になる」。

を設置するとともに、 を調整する必要があつた。そこで中央に国家計画委員会、体育運動委員会、高等教育部、文盲除去工作委員会の四つの機構 して当該地区地方政府の指導と監督に当ること、 人民監察の四分科委員会、弁公庁の各機構はそのまま行政委員会の所属に移すこと、 地方行政機構を、⑴大行政区人民政府および軍政委員会はすべて行政委員会と改め、中央政府を代表 ②大行政区人民政府および軍政委員会所属の政治法律、 (3)大行政区人民政府または軍政委 財政経済、 文化教

員会所属の各部は局とし、 その一部を中央政府の直属とすること、などの調整を行つた。

せることによつて復興・建設の成果をあげることができた。しかしいまや国家計画を進めるためには、 となどから中共は全国を画一的に指導できなかつた、というよりもむしろ現地の情況に応じて地方政府に適切な処置をとら 復興期においては、 各地の解放および各種の改革、政策実施の時期が同一でなかつたこと、経済発展が不均等であつたこ 指導の統一集中化が

必要であり、なによりも中央政府機構の強化が要請されたのである。

がつて、これまでの地方分権制度はもはや今日の情勢に適さなくなつている。これまで、軍事・外交・公安の諸工作は、 産を組織するとともに、各方面の状況を理解し、各経済部門間の協力を確保するため中央集権的指導性を強化しなければならない。 人民政府の機構と任務を改革し、中央政府機構の強化をはかるのはこのためである」。(5) のもとに行われていたが、今後はさらに一歩進めて経済、文化教育、政治などの工作においても、統一を強化する必要がある。大行政区 「国家の経済建設を順調に進めるには、多くの準備がなされなければならないが、まず第一に国家経済の計画性を強化しなければならな 経済建設を計画的に指導することは新民主主義および社会主義の国家経済の基本原則である。 われわれは、この原則にもとづいて生 中央の統一指導 した

政府は「大区一級の行政機構を撤廃することに関する決定」を発表し、中央が直接省・市を指導できる時期がきたとの理由 で、大行政区の行政委員会を準備のととのつたところから順次廃止してゆく、との方針を明らかにした。 ちようど県の各界人民代表会議が開かれて、省・市の各界人民代表会議の代表を選出しつつあつた一九五四年六月、 中央

憲法の採択につづいて、 同じ第一期全国人民代表大会は、「民主集中制」の五つの国家権力機関、 すなわち国家権力の最

中共外交政策形成過程の研究

八九 (八九)

九〇 (九〇)

あと、 法院」、 央政府機構ができあがつたのである。 高機関であり、 大会」「地方各級人民委員会」 周恩来を総理とする国務院、 検察権を行使する「人民検察院」および国家権力の地方機関であり国家の地方行政機関 で ある「地方各級人民代表 また唯 一の立法機関である「全国人民代表大会」、最高行政機関である「国務院」、 の組織と機能を規定した五つの組織法を採用した。 劉少奇を委員長とする第一期全国人民代表大会常務委員会の人選が行われて、 最後に毛沢東を国家主席として選出した 司法権を行使する「人民

十四日、毛沢東は党中央政治局会議で「党の団結強化」について提案を行つたが、それにもとづいて翌五四年二月の四中全会 は 政府機構の中央集権強化と並行して、 「党の団結強化についての決議」を採択した。この決議は、 中国共産党においても、同様の趣旨から党の団結が叫ばれた。一九五三年十二月二 この時期になぜ党が団結強化をよびかけなければならないか

を次のように説明している。

常に大きく、党内のマルクス・レーニン主義の教育はまだきわめて不十分であつて、一部の幹部の思想的政治的状況はまだ相当複雑であ 中国はまさに社会主義革命、 最終的に完成してはおらず、 に比べて、 「わが党はいまなお資本家階級と連合する政策をとつており、小所有者階級はまだ大海のようにわれわれをとりまいている。 「党の団結、 それと同時に、 より深刻な、 わが国を偉大な社会主義国家に建設してゆかなければならない。これは、帝国主義と封建主義と官僚資本主義に反対する革命 労働者階級の団結、 わが党内の一部の幹部、 いつそう広範な革命であり、 すなわち社会主義的改造の段階にあり、 国内では人民の敵はまだ完全には一掃されてはおらず、国外ではまだ帝国主義の包囲が存在している現 勤労人民の団結、 はなはだしきにいたつてはある 高級幹部までが、 全国人民の団結こそ、 きわめて複雑で、尖鋭な闘争をそのなかに含んでいる」。 われわれはしだいに社会主義的工業化を実現し……社会主義的改造 革命勝利の根本的な保障である……現在中国の革命事業はまだ 党の団結の 重要性に対する認識 が たら わが党は

第 次五ヵ年計画草案起草の過程で重要な意見の不一致があつたことはすでに指摘 したが、「過渡期の総路線」、 憲法採

と6ず

集団的指導の重要性に対する認識がたらず、

中央委員会の威信を強固にし、

これをたかめることの 重要性に対する認 識 がたりな

択、政治権力の中央集権化などの問題に関しても、多種多様な見解の相違や対立があつたようである。それらのうちでもつ とも代表的であり、 かつ中共にとつて危険であつたのは、社会主義と資本主義が共存している新民主主義社会の存続を望む

雰囲気がでてきたことであつた。

のうえに憲法が必要なのか、といつている」。 る。一部の人々は、このような状態を永遠に維持し、変更しないのにこしたことはないと望んでいる。彼らは共同綱領で十分だ、 は、この時期を新民主主義の時期ともよんでいる。この時期の経済上の特徴は、社会主義も存在し、資本主義も存在すると い う 点 にあ る状態を維持しようと考えている人々がいるかもしれない。周知のように、わが国はいま社会主義社会建設の過渡期にあ 「現状維持の道、すなわち資本主義の道でも社会主義の道でもなく、社会主義も存在し資本主義も存在する、いまわれわれがおかれてい る。 なぜこ が国で

同じような空気は、中共党内にも現われていた。

部門を個人の資本、 は、仕事のなかのいくらかの成果にのぼせあがり、共産党員として必ずそなえていなければならない謙虚な態度と自己批判 の 精 傾けて、他人の批判や監督をうけつけず、批判するものに圧迫を加え報復を行い、はなはだしいのになると、自分が指導している地区や 「新民主主義革命が勝利したのちにおいて党内の一部の幹部は一種のきわめて危険な、おごりたかぶつた気分を増長させている。 個人の役割を誇張し、個人の威信を強調して、自分に及ぶものはこの世にないと考え、他人からほめたたえられることばかりに耳を 個人の独立王国のように考えている」。(8) 神を忘

ではなかつた。この時期を通じて、毛沢東を中心とする中共指導部は安定していたのであり、 過程で生まれた諸問題の集約的表現であつたといえる。しかし、この事件が中央指導体制に与えた衝撃は決して大きなもの 五三年―五四年における中共路線の転換、すなわち第一次五ヵ年計画の開始、 ここで批判されているのが 「高崗=饒湫石反党集団」であることは、いまや定説であるが、この反党集団の摘発は、一九 過渡期の総路線の採択、 その強固な指導体 制 の もと 権力の中央集権化の

) 以下の記述は『中国年鑑』一九五五年版一○─一一頁を参照した。

はじめて中共は社会主義への移行をいよいよ本格的に推進できたのである

- 2 一九五四年九月十五日付『人民日報』
- 3 『毛沢東戦後著作集』一一二頁。
- 4 『劉少奇主要著作集』第三巻一一九一二〇頁
- 一九五二年十一月十七日付「人民日報

5

- 7 6 「人民中国」一九五四年第三号付録() 三一五頁。 前揭劉少奇著作集、一一八頁。
- 前揭「人民中国」五頁。

国防建設の進展

かどうかはともかくとして、中共はこの戦争で巨大な近代的装備をもつ「アメリカ帝国主義」と対等に戦うことができたの である(Ⅱ、国際的条件のうちの帝国主義に関する分析を参照)。このことは、毛沢 東の人民 戦争の 有効性を明白にしたば か りで この問題については、なによりもまず抗米援朝の勝利をあげなくてはならない。朝鮮戦争がはたして中共の勝利であつた

なく、自国の安全保障に対する中共の不安感を一応除去したものと思われる。

なつたことは明らかである。この点について、彭徳懐は次のように報告している。

第二に、抗米援朝運動は中国人民の民族主義感情をたかめた。これは中共の安全保障を維持する上で大きな精神的支柱と

愛に充ち、ともに団結したことはかつてなかつた。わが国人民の愛国主義精神が今日のようにすばらしくたかまつたことは、これまでに 「わが国人民が今日のように高度の精神的政治的な一致団結を示したことは、従来なかつた。わが各民族人民間の関係が今日のように友

人民の強大な物質的な力が各方面から生まれたのである。これと同時にまた、抗米援朝運動によつてひき起された祖国の面目のきわだつ る敵愾心とアメリカの侵略を撃退する決意を強めた。この思想的基礎の上にこそ、侵略に反対し、極東と世界の平和を守る志願軍と朝鮮 「抗米援朝運動は、全国人民に愛国主義と国際主義の教育をほどこし、民族的な自尊心と自信をいちじるしくたかめ、共同の敵にたいす

なかつた」。

および人民の政治的自覚と組織性のかつてない高揚が、さらに転じて全軍を勇気百倍させ、戦えば戦うほど強くなつてゆ

の程度のものであつたかは不明であり、中共軍が全軍にわたつて近代的装備で武装されたわけではなかつたが、陸軍・空軍・ くもつとも重要な力となつたのである」。 ソ連からの軍事援助によつて、中共軍は一応近代的な装備をもつた軍隊となつた。もとよりソ連の軍事援助がど

砲兵、工兵、車輛、核甲兵などの各種特殊兵団をもつ一応の近代的軍隊に成長したことはたしかである。一

九五三年の八一記念日に朱徳は次のように演説した。

海軍からなり、

わが祖国を守ることができる」。 (2)(2)(2)を潜から高級の段階へ移行する偉大な歴史的転換を開始した……わが軍は敵の侵略をうけたとき諸兵種の協同した近代化作戦を進めて、 この二年来の共産主義教育と文化教育をへて、部隊の政治的面貌は変つた。現在、全軍は統一された正規の訓練を進め、わが軍が低級の れわれは、相当強大な空軍、 「この四年来、われわれは毛沢東同志の指示を断固実施し、わが軍は近代化、正規化された国防軍の道を進んで重大な成果をあげた。わ 海軍および各種技術兵種を建設した。わが歩兵は、既存の基礎の上に装備を改善し、 軍事資質をたかめた。

ħ 月の中央政府の改組により国防部が設置され、軍区、 の運動を通して行われ、一九五四一五五年の間に、一連の巨大な技術上、組織上の改革が行われた。すなわち、一九五四年九 げる努力をただちに開始しなければならなかつたのである。それは、ソ連からの装備と助言によつて、また「ソ連軍に学べ」 きこまれたのである。中共は、朝鮮戦争における一応の勝利にもかかわらず、中共軍をさらにいつそう近代的軍隊につくりあ 隊と対決できるようになるためには、かれらの軍隊を徹底的に改造しなければならないということも、いやというほどたた 十分示されたが、しかしながら朝鮮戦争で巨大な火力をもつアメリカの近代的兵力の恐しさを経験した中共軍は、近代的な軍 このような中共の増大する軍事力は、一九五三年七月二十七日の朝鮮休戦成立まで、多くの局地的な戦闘で国連軍に対して 編成、 制度、 訓練および規律が統一されるなど、軍の正規化が進んだ。また、「工業が存在しなければ、(3) 野戦軍の再編が行われた。一九五五年には階級制度と徴兵制度がしか 強固な

つカロン

九四

アジアの周辺諸国に対する平和共存路線の

国防も人民の幸福や利益も国家の富強も存在しない」との毛沢東の指示にもとづいて、国防産業にも重点がおかれた。(4)

中共軍のもついちじるしい軍事力の増大は、後述する中ソ同盟の実質的強化、

展開 朝鮮戦争とインドシナ戦争の休戦などとあいまつて、 中共の感じる不安全感をいちじるしく低め、 中共が国力を国内

における社会主義建設―社会主義改造と第一次五ヵ年計画―に集中することを可能にしたのである。

彭徳懐「中国人民志願軍の抗米援朝工作に関する報告」(一九五三年九月十二日

(2) 朱徳総司令の中国人民解放軍二六周年記念集会での講話

1

- 以上の問題については、石川忠雄・平松茂雄「中国人民解放軍近代化過程に関する研究」(近刊)を参照
- 李富春 「国民経済発展のための第一次五カ年計画についての報告」「人民中国」一九五五年第九号付録〇一一頁。

国際的条件

II

たものの、 事包囲網をつくりあげはじめたため、その脅威はかえつてたかまつてきた。一方、スターリンの死は、 一九五三年七月の朝鮮戦争の休戦実施、続いて一九五四年六月インドシナ戦争の休戦実施によつて、 中ソ同盟を含めて社会主義陣営の力を滅殺させるものであつた。その意味で、この時期の中共の国際的環境は中共にと アメリカはSEATO条約、米台条約、米韓条約などの一連の軍事条約を新たに締結して、 アジアに戦火は消え ソ連の威信を低下さ 中共を封じ込める軍

A 中ソ同盟の強化

つてかなりきびしいものであつたということができるであろう。

を予想したが、中ソ同盟はかえつていちじるしい実質的強化の方向をたどりはじめた。三月九日、毛沢東は「プラウダ」紙 九五三年三月五日のスターリンの死は、中ソ同盟のテストとなつた。 西欧はスターリンの後継者と毛沢東の反目の増大

とする平和、民主陣営の団結」を支持することを確認した。 に、「もつとも偉大な友情」と題する追悼文をよせ、「マレンコフを頭首とするソ連共産党、 ソ連政府」 および 「ソ連を先頭

はソ同盟共産党およびソ同盟人民との間にスターリンの名による偉大な友情を無限に強化するであろう。中国共産党員と中国人民は、わ れわれの国家を建設するためにもつとしつかりスターリンの学説を学び、ソ連の科学と技術を学ぶであろう。 「われわれの任務は悲しみを力にかえることである。われわれの偉大な指導者スターリンを記念するために、中国共産党および中国人民

偉大な共産主義の事業を前進させるとともに、ますます大きく発展させるであろうことを完全に信じている 範であろう。われわれは同志マレンコフを首班とするソ同盟共産党中央委員会およびソ同盟政府が必ず同志スターリンの遺志をついで、 も理論や修養を身につけた党である。この党は過去においても、現在においても、われわれの模範であるし、将来もやはりわれわれの模 ソ同盟共産党はレーニン・スターリンが親しく教えそだててきた党であり、世界でもつとも先進的な、もつとも経験のふかい、 もつと

疑いもなく、ソ同盟を先頭とする世界の平和と民主主義の陣営はますます結束し、ますます強大化してゆくであろう」。

ついで同年七月四日のベリア追放にさいしても、中国共産党はソ連政府支持を表明した。

「中国共産党と中国人民は、裏切者ベリアの犯罪的行動にたいする激しい怒りを表明する。そして同時に、この裏切者を陣営から放逐し

するソ連の行動は、すべての国の共産党にとつて重大な教訓である」。 (2) という大業において、いつそう大きな成功を収めるであろうということは、中国共産党と中国人民の確信である……裏切者ベリアにたい きいられるソ連共産党ならびにソ連政府が裏切者ベリアを追放したのち、全ソ連人民を指導して共産主義を建設し、世界平和を擁護する たソ連共産党と最高ソヴィエト幹部会の迅速果断な行動に深い感謝の意を表明し、堅い支持を表明するものである。 同志マレンコフにひ

ての自負をもつ中共としては、 のもつ権威の低下をもたらし社会主義陣営の団結を弱体化させるおそれがあつたから、同陣営においてソ連につぐ大国とし スターリンの死は、中共にソ連からのいつそうの独立=「対ソ自主性」を獲得する機会を提供したが、同時にそれはソ連 ソ連に対して積極的な精神的政治的支持を与えたのである。しかしながら、それ以上に注目

されなければならないのは、

中共外交政策形成過程の研究

(九五)

ソ連がその権威を保持するために毛沢東の権威を利用したことであり、その代償として社会主

義陣営および国際政治の舞台における中共の地位をたかめる意識的な努力を行つたことである。それまで中共は、東欧の人 民民主主義国家と同等の扱いをうけていたが、いまや別格の扱いをうけるようになつた。マレンコフは、 スターリン追悼の

演説で次のようにのべている

そして一九五五年二月には、中共はソ連から社会主義陣営の共同指導権を与えられるにいたるのである.

頭とする社会主義と民主主義の世界陣営が形成されたことである。(4)「第二次大戦のもつとも重要な結果は、世界資本主義陣営と並んで、 ソ連を先頭とする―いや正確にいえば、ソ連と中華人民共和国を先

含む五大国会議の平行開催を執ように求めた。 またソ連は、米英仏三国のドイツ問題に関する外相会議の通牒にたいし、一九五三年八月四日の第一回回答以来、

強化する上で不利である」。(5) を緩和する問題の討議に参加することは必要である……もしこの問題を解決することの重要性を無視するならば、平和と国際的な安全を 「アジアの国家情勢に存在するさし迫つた重要な問題も国際間の注目をひきつけている。それゆえ、中華人民共和国が国際的な緊張情勢

ナ休戦での中共の積極的な役割の発揮、 朝鮮戦争で中共が果した重要な役割を認めざるをえなかつたのである。この承認は、やがて朝鮮休戦、インドシ 平和共存政策の展開とともに、アジアにおける中共の影響力の承認となるのである

この時期の中ソ関係でいま一つ重要な問題は、 中国の社会主義建設にさいして、中共が激しい「ソ連に学べ」の運動を展

開したこと、およびソ連が積極的な援助を開始したことである。一九五三年二月七日毛沢東は「ソ連に学べ」という指示を

発した。全文は以下の通りである。

(後述の「中ソ共同宣言」参照)。

なければならないこ にソ連の先進的科学技術も学ばなければならない。われわれは、全国的にソ連に学べという高潮をまき起して、われわれの国家を建設し く、すべて誠心誠意ソ連に学ばなければならない。われわれはたんにマルクス、エンゲルス、レーニン、 ソ連の先進経験を学ばなければならない。共産党内、共産党外、旧幹部、 「われわれは偉大な国家建設を行おうとしているが、われわれ目前の工作は苦しく、 新幹部、 技術者、 われわれの経験は不十分であり、 知識人および工員大衆や農民大衆の 区別な スターリンの理論を学ぶととも

刊行されたが、「人民日報」をはじめ「学習」「経済建設」などの党理論誌は、毎号、レーニン、スターリンの社会主義建設, であり、それらの文献は高級幹部用および中級幹部用各四分冊にわけられて『ソ連社会主義建設論』という題名で同年六月 であつた。学習の素材は、ソ連共産党史第九章から第一二章までが中心で、それに同期間に関する二六の文献を配したもの(6) を学ぶこと、つまり「中国経済の過程において、中国の具体的条件を根拠として正しくソ連の経験を利用すること」が目的 過渡期の理論を紹介し、またそれの中国における適用の問題を討議した。 連に学べ」の運動は、 続いて四月二三日、 中国が 中共中央による「一九五三-五四年幹部理論教育に関する指示」 が発表された。 それによれば、「ソ 「経済建設に入つた時期の需要に応じるため」、 マルクス主義の具体的適用であるソ連の経験

できる」ようになつたのである。 にたいし、 て中共は、「ソ連の進んだ経験と最初の技術的成果を学習する努力の上 に、 一歩一歩自己の強大な重工業を建設することが 「一回の交渉において……解決」されたのであり、さらにそれは「歴史上はじめて」のものであつた。 そして、 それによつ 去し、一九五三年夏(正確な月日は不明)、ソ連は「九一の新企業の建設および改造と、現在建設および改造中の五〇の新企業 が、スターリンのもとではスムーズに進行しなかつたようであつた。しかし、スターリンの死は、 中国の第一次五ヵ年計画に対するソ連の援助についての中ソ間の交渉は、すでに一九五二年秋からはじまつていた 系統的な経済的技術的援助を与える」ことに同意した。このソ連の中共に対する援助は、<

毛沢東の言葉を使えば、 中ソ間に存在した障害を除

九七 (九七

移す」こと、新彊における有色・希有金属および石油開発精製、 追加することを約束した。またこの機会に、ソ連は一九五〇年の中ソ同盟条約締結のさい確保したソ連の中国における利益 款を与え、 交流を通じて、 連持株を中共にひき渡すこと、を約束した。さらにソ連は、中共と「科学技術協定」を結 ん で、「国民経済各部門の経済の の返還、すなわち「ソ連軍隊が共同で使用してきた旅順の海岸根拠地より撤退し、同根拠地を中華人民共和国の完全支配に 一九五四年十月、中華人民共和国成立五周年の式典に列席したさい、ソ連は中共に五億二千万ルーブルの長期借 一五の新企業建設を追加し、さらに一九五三年に建設・改造を約束した企業への設備供給額を四億ルーブ 両国間の科学技術の面における協力を実現することに同意」し、また蘭州―ウルムチ―アルマータ、 大連の船舶建造修理、民間航空に関する各ソ合弁会社のソ ル以上

九五四年十月十二日に発表された中ソ共同宣言は、 対外政策の領域でもソ連は、 中共が一九五三年以来展開していた平和共存外交を支持し同調することを明らかにした。 次のようにのべている。

ウランバートルにいたる鉄道の建設について合意に達した。

「両国政府は、 両国の安全保障を守り、 平和の強化を目的とするあらゆる国際活動へ、今後もひき続き参加し、中華人民共和国とソ遠の共同利益に関する問題に 極東および世界平和を維持するための行動の統一を達成するため、 たがいに協議する一致した願望を

保全、不可侵、 『両国政府は、中華人民共和国およびソ連が、アジアおよび太平洋地域における諸国および他諸国との関係を、 内政不干渉、互恵平和共存という原則をきびしく遊守する基礎の上、今後もひき続き確立してゆくものであり、それによ 主権の相互的尊重、 領土

つて国際協力の発展のための広い可能性を開くことも声明する」。

採択された中華人民共和国憲法であろう。 このように、 中共は内外政策においてソ連との友好、団結を説いたが、そのもつとも顕著な現われは、 すなわち、 憲法はその前文でソ連との友好関係を次のように明記したが、それは 一九五四年九月に

中共によれば「中ソ友好関係が永遠に破ることのできないものであることを示す」ためであつた。

「わが国は偉大なソヴィエト社会主義共和国連邦……とすでにゆるぎなき友誼をうちたてているが……このような友誼はひき続き発展し

強化されるであろう」

比べ三倍の増加を示している。第一次五ヵ年計画と東欧経済の関係がいかに緊密であるかがわかるであろう。 と、一九五三年において、 東欧からの輸入において、生産資材の比重が非常に高いことである。対外貿易部副部長徐雪寒が明らかにしたところによる 率も中ソ貿易に劣らず高く、一九五三年は前年に比べて三七・四二パーセントの増加を示している。重要なことは、 つぐ重要性をもつている。 外に、そのほとんどは経済関係、なかでも貿易による結びつきである。東欧諸国との貿易は、中共にとつてソ連との貿易に トを占めているが、このうち約五○パーセントがソ連との貿易であり、東欧とのそれは約二○パーセントである。 一九五二年に比べて二一パーセント増加している。そのうち各種機械と車輛が総輸入額の五 ソ連を除く社会主義諸国との関係に簡単にふれておきたい。まず東欧諸国とはある程度の文化交流が行われた以 東欧からの輸入のうち生産資材は七四・五八パーセントを占め、しかも生産資材がしめる比重は 一九五三年度において、中共と社会主義諸国との貿易は、中共の対外貿易総額の約七五パーセン 一パーセントをしめ、 中共の

七年までの四年間に八億元を無償で贈与することを約束した。こうして中共は、(19) 援助にあてたすべての物資と費用をことごとく無償で朝鮮民主主義人民共和国政府に贈る」こと、さらに一九五四年か は、 「朝鮮問題の平和的解決をかちとるためにあくまで奮闘する」 ことを確認するとともに、 中共が朝鮮戦争において とである。それは一九五三年十一月二十三日に調印された「経済と文化の協力に関する協定」のなかに表現されている。中共 次にアジアの社会主義諸国との関係をみてみよう。まず朝鮮戦争への参戦を通して、北朝鮮との友好関係が確立されたこ 中国 いつそうの友好関係をうちたてるのに成功したのである。 朝鮮両国間の長い歴史をもつた、うちやぶることのできない友好関係をよりいつそう強化発展させる」こと、 朝鮮戦争を機会に北朝鮮へ影響力を及ぼ 「朝鮮の でら五

九九 (九九)

アジアの社会主義国との関係でいま一つ重要な問題は、一九五四年一月十九日北ヴェトナムと国交が成立し たこ とであ 同月七月のジュネーブ会議におけるインドシナ休戦は、 中共が国際政治の舞台ではじめて活動したという 点 だ け でな

に中国革命の経験がゆたかにとりいれられていた、という意味で重要であつた。中共は、はやくから「毛沢東の道はアジア く (この問題については、第三章「対外政策の特徴」を参照)、 ヴェトミンがフランスにかちぬくためにとつ た革命の戦略, 戦術

人民の歩むべき道である」こと、中国革命は「後進国における革命の"典型』である」ことを強く説いていたが、ヴェトミ ンの勝利は「毛沢東の革命」がアジアで成功したことを意味した。この勝利は、中共の影響力に大きな力を与えるものであ(エヒ)

った。

- 1 "毛沢東戦後著作集』 一〇八頁
- 2 社説「ソ連共産党の統一と強化は全世界労働人民の利益である」一九五三年七月十一日付「人民日報」
- 3 一九五三年三月十日付「プラウダ」。
- 4 一九五五年二月三日付「プラウダ」。
- 5 社説「国際緊張の情勢をさらに一歩緩和させる正しい道」、一九五四年四月十二日付「人民日報」。
- 6 社説「ソ連の社会主義建設の理論と経験を学習することは、全党幹部の重要な任務である」一九五三年四月二十五日付「人民日報」。
- 7 「毛沢東主席よりマレンコフ首相あて電報」(一九五三年九月十五日)。

一九五四年九月の第一期全国人民代表大会第一回会議における周恩来の報告。

9 『中国年鑑』一九五五年版四一頁 8

- 「人民中国」一九五三年第八号付録⑴三一四頁
- 陸定一「中国革命の国際的意義」、日刊労働通信社編『コミンフォルム重要文献集』(昭二八年、同社刊)三五八頁及び三六二頁
- たとえば一九五一年二月に採択された「ヴェトナム労働党綱領」を参照。『各国共産党新綱領集』(昭二九年、三一書房)。

В 「アメリカ帝国主義」の軍事包囲体制の展開

彭徳懐によれば、「アメリカ侵略軍は朝鮮を新しい大量殺戮兵器の試験場とし、多くの新兵器をすべて大々的に使用した」た 敗北とみていることのなかに、もつともよく現われている。同年九月中国人民志願軍の抗米援朝活動について報告を行つた 帝国主義とくにアメリカ帝国主義にたいする中共の評価は、一九五三年七月の朝鮮戦争休戦の実現をアメリカ帝国主義 中国人民は「彼我の軍事装備がきわだつてかけはなれているという条件のもと」で戦わなければならなかつた。

にすぎず、かれらの侵略は完全にうち破りうるものであることを全世界に向つて証明した」。 世界大戦への計画と準備に打撃を与え、これを混乱におとしいれた。朝鮮・中国人民部隊は、 けだした。そして、ひいては帝国主義陣営の軍事思想の無力さと、かれらのいわゆる強大な戦争機械の貧弱な真の内幕を暴露し、第三次 帝国主義どもが一貫して詐欺、脅迫、威嚇の種に使つてきたアメリカ帝国主義者の新兵器〝万能〞論の欺瞞性を完全に白日のもとにさら 「朝鮮、中国人民部隊が劣勢な装備をもつて装備の優勢な侵略軍に対抗し勝利をかちとつた輝かしい戦果は、第二次世界大戦後アメリカ アメリカ帝国主義がたんなるみかけだおし

「しかしながら」と彭は次のように強調した。

談でもなければ、また帝国主義国家間の仲間同士の争奪戦が対峙状態におちいつて勝敗が決せず、やむなく妥協して植民地を分割し一時的 な平和を実現しようとする休戦会談でもない。それは、おこがましくも自分ひとり世界に覇をとなえようとたくらんだ帝国主義者が、侵 略戦争中に年若い新興人民民主主義国家の反抗にあい、その野望を阻止され、やむなく手をひいて、仕方なくうけいれた休戦である」。 「朝鮮の休戦会談は歴史上に前例のないものである。それは、帝国主義者が他国を征服しその国に強制的に降伏条件をおしつける休戦会

の力の強弱度に偉大な変化が起りつつある」と同年七月二十七日付「人民日報」紙社説は主張しているのである。(3) 力はまたしても戦争の力にうち勝つた。この成功は、現在の世界情勢の特性を反映したものである。いまや平和の力と戦争

帝国主義の脆弱性は、一九五四年七月のインドシナ休戦実現で、ふたたび明白にされた、と中共はいう。「世界の平和

0

位を保持できるようになつたとの認識である。 この時期における中共の帝国主義陣営観のきわだつた特徴の一つは、中共が帝国主義陣営にたいして相当程度の主導的 この認識がこの時期の中共の平和共存政策の根底にあつたと思われる。一九

五三年の十月革命記念日に中ソ友好協会総幹事の銭俊瑞は、 次のようにのべている。

帝国主義が任意にアジアを侵略できた時代はすでに完全に過去のものとなつた、ということである」。(4) 「朝鮮戦争の結果証明されたことは、中国の強大な存在によつて、アジア各国人民の偉大な友情と団結のたえざる強化と発意によつて、

かし中共は、あいつぐ帝国主義陣営の敗北を手放しで喜んではいない。前記七月二十七日付社説は次のようにいつてい

る。

「アメリカは、ジュネーブ会議の最終宣言に調印することを拒否した」。

陥いるのをかまわず世界の緊張を激化させようと努力したことが歴然となつたら 「シュネーブ会議の結果、アメリカ帝国主義者が交渉を妨害するためにあらゆる術策を弄し、戦争を企図し、自国が威信を失い、

よりアメリカが 中共は、アジアにおけるアメリカ帝国主義の新しい陰謀計画をSEATOの結成にみる。中共によれば、その目的はもと 「ジュネーブ会議の協定を破壊し、アジアを分裂させる軍事同盟を組織し、 中華人民共和国を敵視し、 アジ

援助協定を結んでいるアジアの三国のほかは、全部アジア国家でないことから、この条約が「植民国家の軍事同盟」にほ ア各国の内政に干渉し、新たな緊張をつくりあげようとすることにある」が、この条約に参加している国がアメリカと軍事(5)

ならない、とみる

"保護区域"を勝手に指定し、武力干渉をアジアの他の地区にまで拡大することもできる……以上からみて、 てることも可能である。さらにこの条約にもとづき、 アメリカは、 活動 * を防止し、これに対抗することを口実に、アジア各国の内政に干渉し、 疑惑をまきちらし、 を侵略することを便利にしている。この条約にもとづきアメリカは、実際には存在していない"共産党の侵略"を口実に、随意に恐怖と 「この軍事同盟は、 経済措置条項を利用して、東南アジア地区の戦略原料を獲得し、この地区の人民を使役して、アメリカの植民統治をうちた アジアを分裂して一部のアジア国家をして、 アメリカが極東において中国を主要な敵対目標とする政策を支持するのみならず、アメリカが各方面からアジア国家 アメリカは"本地域"の平和に危険を及ぼす、 ある事実あるいは情勢を口 実 に、 他のアジア国家に反対させることができる。 アジアの民族解放運動を鎮圧することも可能である。 こ の条約は植民主義者が軍 アメリカはいわゆる『頻覆

のである。(6) 事同盟を通じてアジア諸国の運命を牛耳り、アジア人民の自決権を破壊しようとするものであつて、 国連憲章の趣旨と原則に違反するも

共まき返し政策 「たんなる封じこめでなく、さらにそれより積極的なまき返し政策で対抗する」 ことを基調として、 台湾を足掛りとする中 策は、蔣介石の大陸反攻を黙認するという路線をとつた。あらためてのべるまでもなく、ダレスは、共産主義にたいしては た。「二つの中国」論が現われはじめたのもこの時期である。右のようなアメリカの台湾にたいするテコ入れを中 共 ある。すなわち同年二月の大統領教書で「台湾の中立化解除宣言」が発表され、ダレス、ロバートソンに指導される極東政 ところでこの時期は、一九五三年に共和党アイゼンハワー政権が成立し、アメリカの対中共政策が急速に変化した時期で (前記のSEATOはいうまでもなくその一環である) を推進し、 国府の軍事、 政治、 経済体制の強化をは は次の かつ

威を加えようとしてきた。 逆蔣介石一派をますます積極的に利用して、武力干渉の手をのばそうとしているのはまさしくこのためである」。 の侵略勢力が新たな緊張をつくりだす目的から、中国の本土とその沿岸地区にたいする攪乱破壞戦を続行するために、台湾へ逃亡中の反 「アメリカ政府は台湾を占領して以来、同島の軍事、政治、経済にたいする支配をその手中に収め、台湾を中国本土攻撃の軍事基地にし 「アメリカの侵略集団は、たえず武力干渉を遂行しようとし、三つの戦線すなわち台湾、朝鮮、インドシナから中国にたいして戦争の脅 いまや朝鮮の休戦とインドシナにおける平和回復とによつてアジアでは緊張がゆるんできているが、 アメリ

ように論評している。

連に入りこませている。最近にいたり、アメリカの侵略勢力は、売国蔣介石一派といわゆる相互安全保障条約を締結するため、ワシント い、売国蔣介石一派による中国沿岸封鎖を支援するために、 いわゆる東北アジア防衛同盟をでつちあげようとしている。 ンと台北で同時に折衝を行つている。これとともに、アメリカの侵略勢力は日本の反動分子、李承晩偽政府および蔣介石一派からなる、 たばかりでなく、同島をアメリカの植民地としてしまつた。アメリカ政府は、売国蔣介石一派の代表を中国代表に仕立ててむりやりに国 アメリカ海・空軍を出動させることすらしている。(?) アメリカの侵略勢力はたえずその武力を誇示し、 中国国境で挑発行為を行

1 『中国人民志願軍の抗米援朝工作に関する報告』 (一九五三年九月十二日)、『人民中国』 一九五三年第六五附録⑵五頁

- (2) 右同五頁。
- (3) 一九五四年七月二十七日付「人民日報」。
- (4) 一九五三年十一月六日付「人民日報」。
- (5) 一九五四年の第一期全国人民代表大会における周恩来の報告
- (6) 前掲周恩来報告
- 一九五四年八月に開かれた中央人民政府委員会第三三回会議における周恩来の外交報告

三、対外政策の基本的特徴

平和愛好国家としてのイメージ、といつた豊富な果実を実らせたのである。 ۲, のいつそうの獲得、アジアにおける影響力、指導力のいつそうの増大、アメリカにたいするある程度の主導的地位の獲得 シナ戦争の休戦、 九五三―五四年の時期に、中共は国際政治の舞台にはじめて登場し、いくつもの重要な役割を果した。朝鮮戦争とイン そして「平和共存」外交の展開である。そしてそれらの政策を推進する過程で、 中共は 「対ソ自主性

立、文化交流、経済関係などの問題に関する八つの決議を採択したが、われわれの研究からみてもつとも重要な決議は「民 るアメリカ軍事基地の設置などが、「大規模な侵略戦争発動の準備」をととのえていることを強調し、 ンフランシスコ対日講和条約および日米安保条約締結による日本軍国主義の復活、 年十月二日から十二日にかけて北京で開かれた「アジアおよび太平洋地域平和会議」であつた。 中共がその対外政策を「民族解放闘争支援」 から「平和共存」、 すなわち現地の共産党を通ずるアジア諸地域との提携 正統政府を通ずるアジアその他諸国との正常関係の確立へと転換する必要性を最初に表明したのは、意外にも一九五二 郭洙若ら一一名の中国知名人士が提唱し、アジア、太洋州および米州の三七ヵ国から三六七名が参加した。会議は、サ 朝鮮休戦交渉の遅延、アジア各地におけ 会議は同年三月二十一日宋慶 日本、 朝鮮、 民族 か

族独立問題に関する決議」である。すなわちこの決議は、「平和と民族独立は切り離すことのできないものである」

ような立場を明らかにした。

ようにしなければならない」。(1)と自由カ必す保障され、いかなる形式や口実を問わずこれに干渉することを許さず、政治制度と生活方式の異つた国家が平和に共存すると自由カ必す保障され、いかなる形式や口実を問わずこれに干渉することを許さず、政治制度と生活方式の異つた国家が平和に共存すると自由カ必ず保障され、いかなる形式や口実を問わずこれに干渉することを許さず、政治制度と生活方式の異つた国家が平面に は、各国の主権の独立と領土の保全が必ず尊重されて犯されることのないように、各国人民が自分達の政治制度と生活方式を決める権利 「もし一つの国家でもその領土と主権が犯されるようなことがあれば、平和は脅威をうけることになる。それゆえ平和を保障するために

土保全を破壊し、 そして決議は、 翌五二年以降中共が次々と展開した積極的な平和共存政策によつて明らかとなつた。 他国の内政に干渉するいかなる行為にたいしても断固として反対すること」を掲げたのである。この決議 「平和を実現させる」第一の方法として、「すべての国家の主権独立と領土保全を尊重し、 一国が他国の領

すなわち、 一九五三年三月三十日中共は、朝鮮休戦交渉で行詰りの大きな原因となつていた「傷病捕虜交換」 の問題で、

「意見の相違をとりのぞく用意がある」との周恩来声明を発した。

る意見の食い違いをとりのぞく準備を行う用意がある」。(2) 早く朝鮮休戦を実現して朝鮮問題の平和的解決をはかり、 て、かつ世界諸国民の平和への願いを満足させるために、中国、朝鮮政府は、これまで一貫して守つてきた平和政策、およびできるだけ る、と考えている。ただ双方のこの問題についての意見の食い違いが現在 朝鮮休戦を実現する上の唯一の障害となつていることを考慮し 「埔扇問題について、中国・朝鮮政府は従来も現在もつねに、休戦後全捕虜を遅延なく积放送還することによ つ て の み合理的解決があ 世界平和を維持し強化したいという一貫した立場にもとづき、この問題に関す

また米韓相互防衛条約締結への動きがあつた(八月八日仮調印、正式調印は五四年十月一日)にもかかわらず、 こうして中共は、 中断していた休戦会談を再開させ、 かつ休戦交渉に反対する李承晩が単独で捕虜を釈放し(六月十八日)、 同年七月二十七

日休戦協定を成立させることによつて、平和へのイニシァティヴをとつたのである。

で、中共はアジアの平和と安全を保障するための基本的な構想をうちだした。すなわち、この会議に中共を代表して出席し ついで、一九五四年四月から朝鮮問題の政治的解決およびインドシナ休戦を目的として開かれた二つのジュネ ーブ

た周恩来は、次のようにこれを説明した。

の平和と安全を維持するよう努力しなければならない、と考える。(3)「中華人民共和国政府は、アジアの国家がおたがいに話しあいを行い、 おたがいに相互の義務をうけもつ方法によつて、共同してアジア

帝国主義および新植民地主義の排除は、インドシナ休戦協定におけるラオスとカンボジヤの「中立化」の構想、すなわちい は、 此 アメリカの軍事基地撤収を含む強硬な反米帝国主義政策を提起し、 また五月三日のイン ド シ アジア諸国間の関係改善の原則に続いて、アジアにおける「新植民地主義」の排斥を掲げた。そして周が提起した反米 四月二十八日の朝鮮問題に関する本会議で、これを実現するためのプログラムとして、アメリカの侵略行為の停 ナ問題に関する本会議で

う形で実現された。 ることを執ように主張したことにも現われている。 アジア諸国を「中立化」させる中共の構想は、ジュネーブ会議における朝鮮問題で、中共が朝鮮から外国の軍隊が撤退す

かなる外国の軍事基地をも設置しないこと、いかなる外国との軍事同盟にも参加しないこと、を協定のなかにもりこむとい

どまるなんらの理由もないのである。(4)(4)がつさいの外国軍隊が朝鮮から撤退しなければならない……現在朝鮮では停戦が行われており、いつさいの外国軍隊が記れ以上朝鮮にといつさいの外国軍隊が朝鮮から撤退しなければならない……現在朝鮮では停戦が行われており、いつさいの外国軍隊がこれ以上朝鮮にと 「朝鮮の平和的統一は、朝鮮人民自身のことである。したがつて全朝鮮の自由選挙を実現し、外部の力の干渉をうけないためには、まず

後述する中共の「中立化日本」との不可侵条約締結のよびかけも、同じ中共のアジア中立化構想の一環として考えだされ

ジュネーブから帰国する途中周恩来は、インドとビルマにたちより、六月二十八日ネールと、同三十日ウ・ヌーとの間にいわ

たことである。これは、「平和五原則」の適用による「平和地域の拡大」、それを通じての平和勢力の強化をねらつたもので(5) 平和と安全保障にとつて堅実な基礎となり、今日存在している恐怖と憂慮に代つて、信頼感が生まれるであろう」と宣言し さるべき」であり、「もしもこれらの原則が各国間においてのみならず、 は るまでもなく、 ゆる「平和五原則」を三国間の関係を指導する原則とする旨の共同声明を発表した。「平和五原則」 とは、 この五原則がたんにこれら三国間だけでなく、「アジアならびに世界の他の部分における他国との関係におい て も適用 ⑴領土・主権の相互尊重、 (2)相互不可侵、 (3)内政不干涉、 国際関係一般において適用されるならば、 (4)平等·互恵、 (5)平和共存、 であるが、 あらためてのべ 注目すべき それは

ることによつて、いつそう明瞭かつ具体的となつたことである。 和地域」拡大の考えが、東南アジアから全アジアに及ぶ外部の干渉をうけない「集団平和地域」という言葉におきかえられ 回会議で行つた外交報告においてであつた。この報告の重要性は、 中共の平和共存政策がより具体化したのは、ジュネーブ会議から帰国した周恩来が八月十一日中央人民政府委員会第三三 六月末のネール会談、 ウ・ヌー会談でうちだされた

あつた。

間 び主権にたいする相互尊重の基礎の上に、三国相互間、 る軍事同盟にも参加しないこと、によつて達成される。 て三国が民主的基礎の上に統一を実現すること、 の母国領土内で平和な生活を送り、平和な建設に従う」ことである。これは、 「に平和的協力関係を樹立する」ことによつて可能となる。 すなわち「集団平和地域」の実現は、 なによりもまずジュネーブ協定にしたがつて、「インドシナ三国の人民がそれぞれ ②三国が自国の領土内に外国の軍事基地を設けないこと、 第二に、 ならびにフランスとの間に友好関係を樹立し、さらに隣接諸国との 集団平和地域の実現は、インドシナ三国が「領土保全およ (1)休戦とそれに続く全国的な自由選挙によつ (3)三国がいかな

「今後 国際関係が 好転するならば このような 集団平和地域はさらに 拡大される ことができ、 それによつて 東

<u>ۇ</u>چ 南アジ 7 諸国はもとより、 全アジアの 諸国は平和共存を謳歌し、 外部からの干渉をうけないですむようになるであろう」

は、 み可能であることを主張し、「二つの中国」の陰謀を粉砕せざるをえなかつたのであろう。 を自国の領土であると主張する中共にとつては、「平和五原則」の運命に賭けても台湾問題の解決は、 この 一つには一九五四年十二月の米台相互防衛条約締結に象徴されるダレス外交に大きな原因が求められるが、しかし台湾 時 0 rþi 共対外政策に関して、 平和共存の展開についで顕著な特徴は、 台湾解放が強く叫ばれたことで 周恩来は次のよう に その解放によつて あ のべてい る。 これ

る。

は、すべてかれらが負わなければならない」。(?)と領土保全の侵犯をあえてし、わが国の国内問題に干渉をあえてするならば、これらの侵略行為にともなう重大な結果に た いと領土保全の侵犯をあえてし、わが国の国内問題に干渉をあえてするならば、これらの侵略行為にともなう重大な結果に た い すべて非合法なものであつて、 であり、 託統治下におくことも、同じく承知できないものであることを、ここに再び宣言するものである。台湾の解放は中国の主権と内政の問題 華人民共和国政府は、 われわれは外国の干渉を絶対に許さないであろう。アメリカ政府と台湾にたてこもる売国蔣介石一派との間に結ばれる条約は、 台湾が中国の領土であり、 なんら効力をもたないものである。万一、外国侵略分子が中国人民による台湾解放を阻止し、 アメリカによる台湾占領は絶対に承知できないところであり、また台湾を国連の信 中国の主権 する責任

争を解決することを歓迎する」という対米よびかけであり、 アメリカとの関係について、中国人民はアメリカと戦争したいとは思つていない。われわれは、平和的手段によつて国際紛 に入ると、 事力との正面衝突なくしては達成できない。ここに中共の平和共存政策の大きな困難があつたのであり、やがて一九五五 等・互恵」の達成によつて裏づけられてはじめて実現されるのである。しかし台湾を解放するには、 中共はアメリカ帝国主義との対決をさける方向に向うのである。それがバンドン会議における周恩来の また同年八月一日からジュネーブではじ まつ た 米中会談であ アメリカ帝国主義の軍 「中国と

「平和五原則」

は、「平和共存」

の原則が他の四原則、

すなわち「領土・主権の相互尊重」「相互不可侵」「相互不干渉」「平

なお、バンドン会議のときに、中共はSEATOおよびバグダッド条約加盟国であるパキスタンにも接近をはかることに

なる。のちに周恩来はこのときの模様を次のようにのべたといわれる。

達することができた」。(8)。(8)なりでは中国がパキスタンを侵略するとの恐怖をいだいていなかつた。その結果、ることはない、と語つた。パキスタンは中国がパキスタンを侵略するとの恐怖をいだいていなかつた。その結果、 「一昨日昼食後、私はパキスタン首相を訪問した。私はかれに、パキスタンは軍事同盟に加わつているけれども、 われわれは相互理解に 中国にその鋒先を向け

可侵条約を結びたい、と次のようにのべた。(9) 周恩来と郭沫若によつて行われた。周と郭は、 日本にたいする国交正常化のよびかけは、一九五三年の国慶節に中共を訪問した大山郁夫氏および日本議員団と会見した 日本と経済・文化交流をはかるとともに、 日本が独立・平和の国となれば不

和条約を結び、正常な外交関係をうちたてる可能性ははばまれるでありましよう。一周恩来 ゆる外交関係なるものをひき続き保持してゆくならば、日本はまず太平洋の不安をかもしだす要素となり、したがつて日本と新中国が講 アジア諸国を侵略するアメリカの道具となり、中華人民共和国と中国人民を敵視する政策をとり続け、また蔣介石残存匪賊との間にいわ 「私は、世界各国との正常な関係の回復、とりわけ日本との正常な関係の回復を主張しています。しかし日本政府がいぜんとして中国と

時に、日本人民とともにアジアと世界の平和を守るために努力することを心から望んでいる。-郭沫若 できる。今日中日両国人民の正常な外交関係はまだ樹立されないが、中国人民はまず中日両国の間の経済交流と文化交流を展開すると同 なるならば、中国と日本との正常な関係を樹立し発展させることができるばかりか、両国の間に不可侵条約を結ぶことも考慮することが ば、日本がもし台湾の蔣介石残存集団と関係をたち、アメリカの侵略主義の従属国、その追随者の地位から脱して、平和・独立の国家と 「私は、祖国の独立、民主、平和、自由のために困難な闘争を続けている日本人民に心からの敬意を送ります。中国人民の立場からいえ

国交正常化についての右のような立場は、翌五四年十月の「中ソ共同宣言」で確認された。

「両国政府は、 日本との関係を正常化させる措置をとることを望んでいることを表明するとともに、日本は中華人民共和国およびソ同盟

中共外交政策形成過程の研究

一〇九

な自主的な発展の条件を保障するためにとるすべての措置も、中ソの全面的支持をうるであろうことを表明する」。 と政治関係と経済関係をうちたてることに努力する面において、中ソの全面的な支持をうるであろうこと、 同様にまた日本側がその平和

化交流などの「積みあげ方式」をとることを説いた。一九五四年十二月二十一日人民政協第二回全国委員会第一次会議で、 政府が日本人民を代表する」ことを認め、日本政府を含めて国交正常化を考えていることを明らかにするとともに、経済・文 を表明した。このように中共は、 の多くが近く釈放されること、漁業問題について日中両国の民間団体の間で解決のための交渉に入ることに賛成であること への条件として中共があげている条件に重要な変化が現われたことである。 すなわち周恩来は、 先の会見のなかで、「日本 この宣言が発表される前日の十月十一日、周恩来は中国訪問中の日本各党議員団・文化学術視察団と会見したさい、戦犯 対日関係調整のために積極的にのりだしてきたが、なかでも注目されるのは、 国交正常化

階をふむ措置をとつて、中国と日本との関係を正常化する用意がある。中国政府は日本と平等互恵の原則にもとづき、貿易関係を広範に わが国は日本とも正常な関係をうちたてることを希望する。もし日本政府が同様の願望をもち、 中国政府は一貫して平等・互恵および領土主権の尊重などの原則の基礎の上にあらゆる国と正常関係を樹立することを主張してきた。 今後さらに大きく発展することが期待される」。 日本と密接な文化提携をうちたてるよう主張してきたが、この方面は中日両国人民の不断の努力によつてすでに若干の成果が 相応の措置をとるならば、

同じく周恩来は次のように演説している。

同じとき中国人民外交学会会長の張奚若は中国訪問日本議員団に託した日本農民組合鳥取連合会の質問状に次のように答

廃棄しなくとも友好関係を結ぶことは困難ではない」。 「講和、安保両条約は、中国を敵とした条約であつて、中国はこの条約に強く反対する。しかしそれだからといつて、いまただちに両条 日中両国間に友好関係を結べないというものではない。原則として両条約を廃棄する方向さえきまれば,いますぐ

このきわめて重要な発言は、一九五五年八月日本新聞放送記者団との会見で、周恩来によつても確認された。すなわち周

独立国家である」と発言したのにたいし、中共は「西欧侵略グループに追随して"二つの中国』をつくりだす陰謀に参与す は 「日華平和条約の廃棄は必ずしも日中国交正常化を促進するための前提となるものではなく、 と理解してさしつかえない、と。しかし中共がこのようにその態度を緩和してきたからといつて、 中国人民の容認しえないところである」と主張し、「二つの中国」論をはつきり拒否している。(四) 論を承認したことを意味するものではない。 事実、 一九五四年十二月鳩山首相が「蔣政府・毛政府はともに その目標であり結果であ そのことは中共が

ら切り離し、「一つの中国」を承認させる方向にもつてゆこうとするものであつた。 関係を正常化し、 いう立場ではなく、対国府関係の解決を将来の課題としてもさしつかえないという非常に弾力性のある態度のもとに、 以上論じたように、この時期の中共対日政策の特徴は、日華平和条約の廃棄、国民政府との関係の即時断絶を要求すると 政府と人民を含めて日本をしだいに中立化の方向に導き、それによつて日本をアメリカの影響力のもとか 日中

前記三条件をイギリスはうけいれたわけではないからである。それゆえこの妥協は、 西方諸国との間に正常な関係をうちたてる可能性を増大するのに貢献するであろう」とのべたが、このような中英関係の改 ドンに代理大使を派遣することを発表し、中英間通商使節団の交換も実現した。周恩来は、 けるイギリスの積極的な役割、 回復交渉は同年六月十七日のイギリス政府通牒とともに中絶したのであつた。そのような中英関係は、ジュネーブ会議にお したが、 つ国家と友好関係をもちたいという願望をもつていたことを示唆するものである。 同じような傾向は、イギリスにたいする態度にもみられた。もともとイギリスは、一九五〇年一月六日中共政府承認を通告 中共の態度緩和の上に成立したのであつた点に気づくことは重要である。なぜならば、 中共は台湾駐在イギリス領事の撤収、 同会議における中英接触によつて、急速に改善され、一九五四年六月十七日には中共 在香湾中国資産の引渡し、中国の国連参加支持の三条件を反対提案し、 この時期の中共が、 当時「このような改善は中国と 一九五〇年に中共が提供した 平和実現の意図を んはロン 国交

- 1 『コミンフォルム重要文献集』四九二頁
- 2 朝鮮休戦に関する周恩来首相の声明(一九五三年三月二十日)。
- 3 周恩来「アジア安全保障への道」(一九五四年四月二十八日)。
- 4
- 「中印会談コミュニケ」(一九五四年六月)「中共ビルマ会談コミュニケ」(同三十日)。
- 5

6

同会議における周恩来の報告

- 7 同右周恩来報告。
- 8 S. M. Burke, Sin-Pakistani Relations, Orbis. v. 8. p.393
- 9 外務省編『中共対日重要言論集』 第一卷。
- 以上のべた中共の対日政策については石川忠雄「中共の対日政策と日本」(アジア調査会編『日本の国家利益と中共の国家利益』所収)二

註(6) 周恩来報告

四、結

言

に進展したのである。この時期の中共は、なによりも平和な環境を必要としていたといえる。一方対外的には、アメリカに 義改造をおし進めるとともに、これと並行して、中央および地方の政府機構の整備、中央集権の強化、国防の近代化も着実 た。いま少し具体的にのべるならば、「第一次五ヵ年計画」および 「過渡期の総路線」のもとに、 社会主義工業化と社会主 九五三―五四年の時期の中共は、 国内的には一九五〇―五二年の 「復興期」 を終えて社会主義へ移行する時期に 入つ

目的でアジアの周辺諸国にたいして積極的に展開された平和共存政策・中立化政策とあいまつて、中共の威信をたかめたの よる対中共軍事包囲が強められたが、スターリンの死は中ソ同盟をかえつて強化させ、アメリカによる封じ込めを突破する

である。

る威信の確立と拡大」と「社会主義建設の遂行」を主要な目的的要因として選択し、「敵を極小にし味方を極大にする」統一

戦線政策を採用する行動傾向を示したということができるであろう。

Ξ